



山形県公報

平成15年5月13日(火)
第1439号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止.....(庄内総合支庁福祉課)...673  
 指定居宅サービス事業者の指定.....(同)...674  
 指定介護療養型医療施設の指定.....(同)...同  
 土地改良区の定款変更の認可.....(村山総合支庁農村計画課)...同  
 土地改良事業の計画変更の認可.....(同)...675  
 土地改良区の役員の退任の届出.....(最上総合支庁農村計画課)...同  
 土地改良区の役員の就任の届出.....(同)...同  
 土地改良事業の工事の完了に係る届出.....(同)...676  
 民有保安林指定の予定.....(森林課)...677  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....(河川砂防課)...同  
 道路の区域の変更.....(村山総合支庁西村山総務建築課)...678  
 一般国道の供用の開始.....(同)...同  
 開発行為に関する工事の完了.....(最上総合支庁建築課)...同  
 道路の区域の変更.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...679  
 同.....(同)...同  
 県道の供用の開始.....(同)...同  
 同.....(同)...680  
 県道の供用の廃止.....(同)...同  
 道路の区域の変更.....(庄内総合支庁建設総務課)...同  
 県道の供用の開始.....(同)...同

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出.....(商業振興課)...681  
 あっせん員候補者の公示.....(地方労働委員会)...同

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第516号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年5月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地    | 事業所の名称及び所在地                     | 居宅サービスの<br>種類   | 廃止年月日     |
|----------------------------|---------------------------------|-----------------|-----------|
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡市双葉町13番45号 | 庄内医療生活協同組合鶴岡協立病院<br>鶴岡市文園町9番34号 | 通所リハビリテー<br>ション | 平成15.4.30 |

## 山形県告示第517号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成15年 5月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地                | 事業所の名称及び所在地                                | 居宅サービスの<br>種類   | 指定年月日      |
|----------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------|------------|
| 酒田第一タクシー株式会社<br>酒田市幸町二丁目2番5号           | 酒田第一タクシー指定訪問介護事業所<br>酒田市あきほ町651番4          | 訪 問 介 護         | 平成15. 4.24 |
| 庄内交通観光バス・ハイヤー<br>株式会社<br>鶴岡市日和田町20番37号 | 庄内交通観光バス・ハイヤー指定訪問介護事業所<br>鶴岡市日和田町20番37号    | 訪 問 介 護         | 同          |
| 医療法人宏友会<br>酒田市大字上野曽根字上中割<br>73番地       | 老人保健施設うらら<br>酒田市大字本楯字前田127番地の2             | 訪問リハビリテー<br>ション | 同          |
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡市双葉町13番45号             | 庄内医療生活協同組合鶴岡協立病院<br>鶴岡市文園町9番34号            | 通 所 介 護         | 平成15. 4.25 |
| 株式会社コンパス<br>鶴岡市大字茅原字西茅原100<br>番地1      | グループホーム「コスモス」<br>鶴岡市大字茅原字西茅原112番6          | 痴呆対応型共同生<br>活介護 | 同          |
| 有限会社互恵<br>東田川郡櫛引町大字常盤木字<br>関口103番地3号   | グループホーム「ママ家」<br>東田川郡櫛引町大字常盤木字関口103番<br>地3号 | 痴呆対応型共同生<br>活介護 | 同          |

## 山形県告示第518号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成15年 5月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定介護療養型医療施設の名称   | 所 在 地      | 指定年月日      |
|------------------|------------|------------|
| 医療法人社団 健好会サイトー内科 | 酒田市一番町9番9号 | 平成15. 4.18 |

## 山形県告示第519号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。  
平成15年 5月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
村山東根土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市中央一丁目6番12号
- 3 認可年月日  
平成15年 5月6日

山形県告示第520号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成15年 5月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良事業を行うものの名称  
東根市（藤助新田西地区）
- 2 認可年月日  
平成15年 4月28日

山形県告示第521号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、泉田川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成15年 5月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所                |
|----------|-----------|--------------------|
| 理 事      | 今 田 博 志   | 新庄市十日町4837番地の1号地   |
| 同        | 工 藤 宣 弥   | 同 大字萩野字塩野369番地     |
| 同        | 畠 腹 勝     | 同 大字萩野81番地         |
| 同        | 安 食 賢 一   | 同 764番地            |
| 同        | 結 城 庫 一   | 同 大字昭和146番地        |
| 同        | 青 柳 肇     | 最上郡金山町大字下野明569番地の5 |
| 同        | 岸 伊 和 男   | 東京都杉並区久我山四丁目23番7号  |
| 同        | 佐 藤 栄 一   | 最上郡真室川町大字内町1277番地  |
| 監 事      | 山 口 征 男   | 新庄市大字萩野字塩野357番地    |
| 同        | 星 川 英 男   | 同 大字萩野267番地        |
| 同        | 阿 部 一     | 最上郡金山町大字上台103番地    |
| 同        | 高 橋 榮 一 郎 | 新庄市大町2番25号         |

山形県告示第522号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、泉田川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成15年 5月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 理事及び監事の別 | 氏名     | 住所                 |
|----------|--------|--------------------|
| 理事       | 三原 忠勝  | 新庄市十日町字中川原19番地     |
| 同        | 工藤 宣弥  | 同 大字萩野字塩野369番地     |
| 同        | 畠 腹勝   | 同 大字萩野81番地         |
| 同        | 安食 賢一  | 同 764番地            |
| 同        | 笹 昭一   | 同 大字泉田字泉田479番地     |
| 同        | 結城 庫一  | 同 大字昭和146番地        |
| 同        | 青柳 肇   | 最上郡金山町大字下野明569番地の5 |
| 同        | 岸 伊和男  | 東京都杉並区久我山四丁目23番7号  |
| 同        | 佐藤 里瑠  | 最上郡真室川町大字内町1210番地  |
| 監事       | 山口 征男  | 新庄市大字萩野字塩野357番地    |
| 同        | 星川 英男  | 同 大字萩野267番地        |
| 同        | 阿部 一   | 最上郡金山町大字上台103番地    |
| 同        | 高橋 榮一郎 | 新庄市大町2番25号         |

## 山形県告示第523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成15年5月13日

山形県知事 高橋 和雄

| 届出者の名称 | 地区名 | 事業の名称    | 工事完了年月日     |
|--------|-----|----------|-------------|
| 新庄市    | 柏木山 | 基盤整備促進事業 | 平成12年2月24日  |
| 金山町    | 稲沢  | 基盤整備促進事業 | 平成15年2月20日  |
| 真室川町   | 塩根川 | 基盤整備促進事業 | 平成15年2月7日   |
| 戸沢村    | 砂子沢 | 基盤整備促進事業 | 平成12年10月31日 |
| 戸沢村    | 上ノ山 | 基盤整備促進事業 | 平成15年1月31日  |

山形県告示第524号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。  
平成15年 5月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 保安林予定森林の所在場所

飽海郡遊佐町大字菅里字十里塚 1 - 2、1 - 7 から 1 - 11まで、1 - 123から 1 - 128まで、1 - 243から 1 - 250まで、1 - 265、143、144、146から148まで、149 - 2、151 - 2、152、153、162 - 1、163、164、165 - 2、171 - 1、171 - 3、172 - 1、173、174

2 指定の目的

飛砂の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐は、択伐による。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第525号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図書は、土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部において縦覧に供する。

平成15年 5月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 区域の名称 上牛潜

2 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1号から15号までを順次結んだ線及び標柱 1号と15号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 郡 市   | 町 村   | 大 字 | 字       | 地 番      | 標 柱 番 号 |
|-------|-------|-----|---------|----------|---------|
| 最 上 郡 | 鮭 川 村 | 京 塚 | 上 牛 潜 山 | 3167 - 1 | 1号及び2号  |
|       |       |     |         | 3169     | 3号      |
|       |       |     |         | 3179 - 1 | 4号及び5号  |
|       |       |     |         | 3170     | 6号      |
|       |       |     |         | 3177     | 7号      |
|       |       |     | 上 牛 潜   | 91       | 8号      |
|       |       |     |         | 98       | 9号      |
|       |       |     |         | 101 - 2  | 10号     |

|  |  |  |  |          |          |
|--|--|--|--|----------|----------|
|  |  |  |  | 3179 - 2 | 11号及び12号 |
|  |  |  |  | 144      | 13号      |
|  |  |  |  | 148      | 14号      |
|  |  |  |  | 151      | 15号      |

## 山形県告示第526号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成15年5月13日から同年5月26日まで縦覧に供する。

平成15年5月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-----------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 西村山郡西川町大字月山沢字上野241番224から<br>同 241番245まで | 旧    | 22.0メートル<br>?<br>9.0  | メートル<br>610 |
| 同 上                                     | 新    | 78.0メートル<br>?<br>17.0 | メートル<br>640 |

## 山形県告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成15年5月13日から同年5月26日まで縦覧に供する。

平成15年5月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 112号
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字月山沢字上野241番224から  
同 241番62まで  
西村山郡西川町大字月山沢字上野241番62から  
同 241番245まで
- 3 供用開始の期日 平成15年5月13日

## 山形県告示第528号

次の開発行為は、完了した。

平成15年5月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
平成13年9月4日 指令最総建第10号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
最上郡最上町大字志茂字柳ヶ原1469 - 7、1469 - 8、1496 - 9
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
最上郡最上町大字志茂277の6

株式会社 大場組 代表取締役 大場 利秋

## 山形県告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年 5月13日から同年 5月26日まで縦覧に供する。

平成15年 5月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 木地山九野本線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|---------------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 長井市平野字西栃平下4172番49から<br>同 字神尾4165番26まで | 旧    | 8.4メートル<br>と<br>3.2  | メートル<br>344 |
| 同 上                                   | 新    | 8.4メートル<br>と<br>3.2  | 同 上         |
| 同 上                                   |      | 13.5メートル<br>と<br>7.0 | メートル<br>358 |

## 山形県告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年 5月13日から同年 5月26日まで縦覧に供する。

平成15年 5月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の変更 県道
- 2 路線名 椿長井線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                     | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-----------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 長井市泉字天神原式2164番 2 から<br>同 字福田西1845番 1 まで | 旧    | 18.3メートル<br>と<br>15.0 | メートル<br>768 |
| 同 上                                     | 新    | 18.3メートル<br>と<br>15.0 | 同 上         |

## 山形県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年 5月13日から同年 5月26日まで縦覧に供する。

平成15年 5月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 木地山九野本線
- 2 供用開始の区間 長井市平野字西栃平下4172番49から  
同 字神尾4165番26まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 5月13日

山形県告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年5月13日から同年5月26日まで縦覧に供する。

平成15年5月13日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 椿長井線
- 2 供用開始の区間 長井市泉字天神原式2164番2から  
同 字福田西1845番1まで
- 3 供用開始の期日 平成15年5月13日

山形県告示第533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり廃止する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年5月13日から同年5月26日まで縦覧に供する。

平成15年5月13日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 木地山九野本線
- 2 供用廃止の区間 長井市平野字西栃平下4172番49から  
同 字神尾4165番26まで
- 3 供用廃止の期日 平成15年5月13日

山形県告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年5月13日から同年5月26日まで縦覧に供する。

平成15年5月13日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡羽黒線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長         |
|------------------------------|------|------------------|-------------|
| 鶴岡市家中新町11番92から<br>同 馬場町9番2まで | 旧    | 34.4メートル<br>18.0 | メートル<br>513 |
| 同 上                          | 新    | 34.4メートル<br>18.0 | 同 上         |

山形県告示第535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年5月13日から同年5月26日まで縦覧に供する。

平成15年5月13日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 鶴岡羽黒線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市家中新町11番92から  
同 馬場町9番2まで
- 3 供用開始の期日 平成15年5月13日



## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成15年9月13日まで縦覧に供する。

平成15年5月13日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ米沢城南店  
米沢市門東町一丁目3番39号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

吉澤織物工業株式会社 米沢市門東町一丁目3番46号  
代表取締役 吉澤 貞一郎

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                |
|---------|---------|--------------------|
| 午前9時    | 午前0時    | 年間20日は、開店時刻午前7時30分 |

(変更後)

| 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
| 終 日 営 業 |         |     |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで。ただし、年間20日は午前7時から午前0時30分まで  
(変更後) 終日

4 変更年月日

平成15年4月25日

5 届出年月日

平成15年4月24日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成15年9月13日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりとする。

平成15年5月13日

山形県地方労働委員会  
会 長 濱 田 宗 一

| 氏名      | 履歴                                     |
|---------|----------------------------------------|
| 濱田 宗一   | 山形県地方労働委員会会長、弁護士                       |
| 立松 潔    | 山形県地方労働委員会委員、山形大学教授                    |
| 菊川 明    | 山形県地方労働委員会委員、弁護士                       |
| 今井 登貴三郎 | 山形県地方労働委員会委員、民事・家事調停員                  |
| 高橋 和    | 山形県地方労働委員会委員、山形大学教授                    |
| 藤橋 繁夫   | 山形県地方労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会事務局長      |
| 飯沢 稔    | 山形県地方労働委員会委員、山形富士通労働組合執行委員長            |
| 富永 信明   | 山形県地方労働委員会委員、UIゼンセン同盟山形県支部長            |
| 黒田 猛    | 山形県地方労働委員会委員、東北電力労働組合山形県本部委員長          |
| 富樫 洋子   | 山形県地方労働委員会委員、日本労働組合総連合会山形県連合会女性委員会事務局長 |
| 武田 吉則   | 山形県地方労働委員会委員、株式会社ヤマコー代表取締役社長           |
| 保科 正彦   | 山形県地方労働委員会委員、鶴岡商工会議所専務理事               |
| 鈴木 合子   | 山形県地方労働委員会委員、スズキハイテック株式会社取締役           |
| 長岡 敏生   | 山形県地方労働委員会委員、山形ナショナル電機株式会社取締役執行役員      |
| 長岡 喬    | 山形県地方労働委員会委員、社団法人山形県経営者協会専務理事          |
| 鈴木 正道   | 山形県地方労働委員会事務局長                         |
| 齋藤 忠夫   | 山形県地方労働委員会事務局審査調整課長                    |

正 誤

| 発行年月日      | 県公報番号       | ページ | 行        | 誤                    | 正                   |
|------------|-------------|-----|----------|----------------------|---------------------|
| 平成15. 4.25 | 第1434号      | 585 | 下から 8    | 新庄市から送付のあった都市計画の忠変更の | 新庄市から送付のあった都市計画の変更の |
| 同          | 5. 2 第1436号 | 612 | 6 から19まで |                      | 削除                  |